

第10回 押水地区通学・PTA 部会 報告書

第10回 志雄地区通学・PTA 部会 (合同開催)

町教委への報告日：令和5年2月24日

開催日時	令和5年2月22日（水）午後7時30分～午後8時00分
開催場所	生涯学習センターさくらドーム21 2階 第一会議室
委員出欠 (押水地区)	押水第一小学校校長 基村 俊成 (部会長) 出席 押水第一小学校教頭 中川 知成 出席 押水第一小学校PTA副会長 長谷川 宏 出席 宝達小学校PTA会長 松田 峰子 出席 宝達小学校PTA母親代表 川崎 陽子 出席 相見小学校教頭 久保 敦子 出席 相見小学校PTA副会長 安達 崇裕 出席 北大海第一保育所保護者会会長 田中 洸 欠席
委員出欠 (志雄地区)	樋川小学校校長 岩網 清美 (部会長) 出席 樋川小学校教頭 北 豊 出席 樋川小学校PTA会長 中村 喜枝 出席 樋川小学校PTA母親代表 島田 園実 出席 志雄小学校PTA副会長 豊田 知美 出席 南部保育所保護者会会長 杉中 俊介 出席
委員以外の出席者	学校教育課 担当課長 岡本 泰 学校教育課小学校統合準備室 主幹 中橋 理樹
会議要旨 (議題及び合意事項)	<p>【PTAに関する確認事項】</p> <p>○令和7年度に向けて、来年度以降役員選考がスムーズに進むように各学校で選考の方法、役割の明確化等見直しをもてるようにする。</p> <p>○各委員会の名称や仕事内容については、各学校の実態に応じて具体化していく。</p> <p>【PTAに関する確認事項】</p> <p>○押水地区</p> <ul style="list-style-type: none"> 意見への対応について、次年度通学路安全点検で検討。 <p>○志雄地区</p> <ul style="list-style-type: none"> バスA④敷浪駅については、交通量調査や駐在所との意見交換を踏まえ、現行のまま運用を進める。 バスC①南部育苗センター前については、国道沿いの危険状況を考慮して、はらショッピング前に変更する。運行にあたりタイヤには影響はない。朝の時間には問題ないが、夕方は自動車の出入りが多くなるので、注意喚起が必要。 バスC⑤出浜については、既設のバス停で運行を進める。安全確保の点で、バス停に見守り隊の方に立ってもらえないか検討。
今後の課題 (次回の論点)	<p>○PTA部会では、各委員会との名称や仕事内容について具体化できるように、今後学校ごとに分かれて話し合いを進める。</p> <p>○各地区の見守り隊の方に今後の活動の仕方についてお知らせしていく。</p>
その他 (町教委への 伝達事項等)	
報告者	樋川小学校 教頭 北 豊

第10回 小学校統合準備委員会 通学・PTA部会 次第

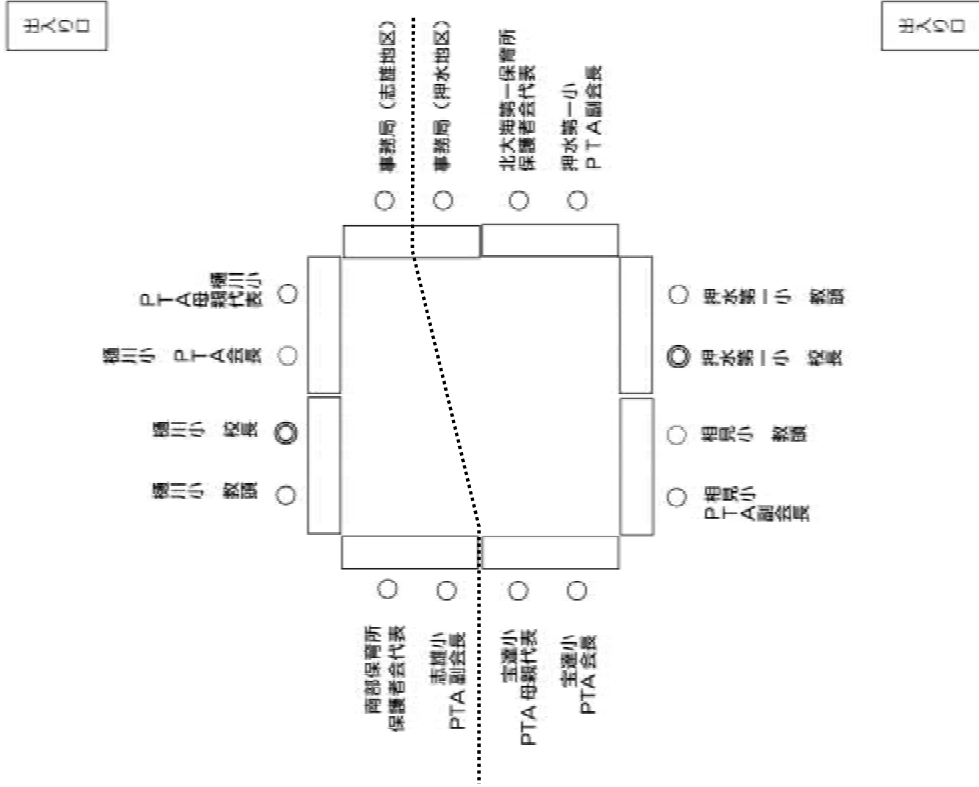
日時：令和5年2月22日（水）19時00分

場所：宝達志水町生涯学習センター 2階 第1会議室

- 1 部会長あいさつ
- 2 議 事
 - (1) PTAについて
 - (2) 通学について

通学・PTA 部会（押水地区・志雄地区）座席表

(1) PTA について

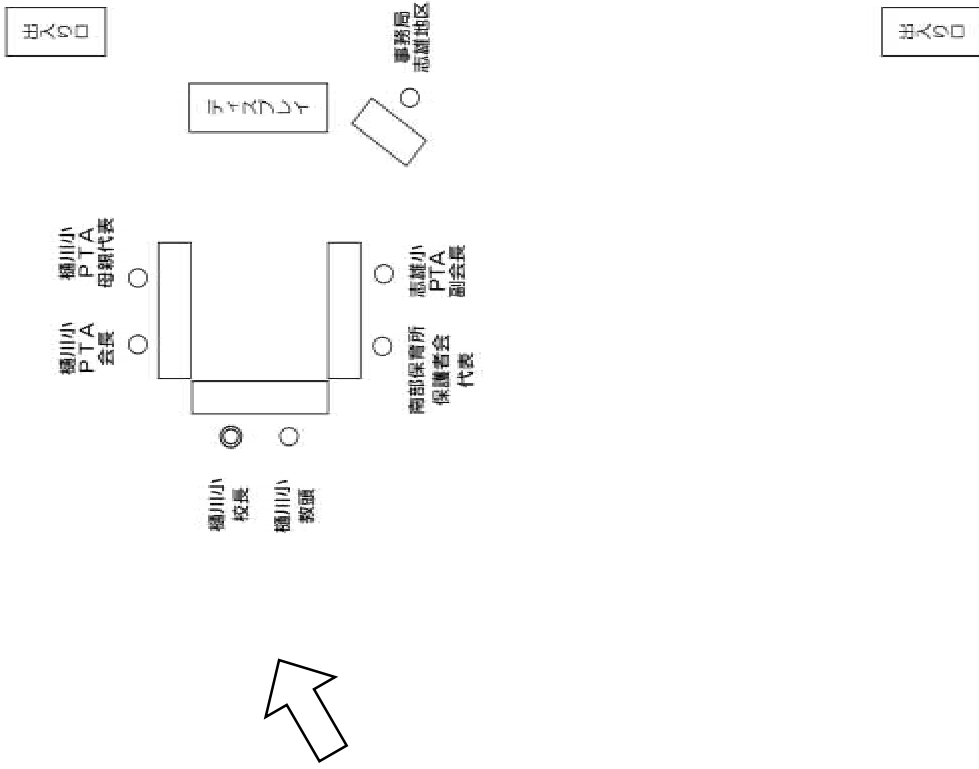


出入口

出入口

通学・PTA 部会（押水地区・志雄地区）座席表

(2) 通学について



出入口

出入口

【令和4年度 通学・PTA部会協議結果について】（案）

【開催状況】

開催日		議事内容
第6回	令和4年6月22日(水)	(1) 令和3年度までの協議内容の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールバスの運行ルート ・バス停別の課題整理 ・児童送迎車の一方通行 ・バス運行時刻 (2) 令和4年度以降の協議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・通学路の設定、危険箇所 ・小学校PTAの規約確認
第7回	令和4年8月24日(水)	(1) PTAについて <ul style="list-style-type: none"> ・一般的なPTAの役割 ・コロナ前のPTA活動比較 ・PTAの最近の動向、保険加入 (2) 通学について <ul style="list-style-type: none"> ・通学路の危険箇所
第8回	令和4年10月26日(水)	(1) PTAについて <ul style="list-style-type: none"> ・統合小学校PTA行事 ・統合小学校PTA組織
第9回	令和4年12月21日(水)	(1) PTAについて <ul style="list-style-type: none"> ・統合小学校規約
第10回	令和5年2月22日(水)	(1) PTAについて <ul style="list-style-type: none"> ・統合小学校規約 (2) 通学について <ul style="list-style-type: none"> ・通学路の危険箇所（志雄地区）

【報告事項】

1 通学について

バス停までの通学路の危険個所の洗い出しを行い、対策を協議した。（別紙1）

2 PTAについて

統合小学校にPTAを設置する。

保険は、学校毎に石川県PTA安全会の保険に加入する。（現行のとおり）

コロナ禍前の各小学校のPTA活動を基に、PTA活動の検討シート（別紙2）を活用して協議した。

組織検討シート（別紙3）による協議結果と合わせて、PTA規約（案）（別紙4）を作成して協議した。

○通学路の危険箇所（押水地区）

バスE②紺屋町

課題	意見	協議結果、進捗状況
・正友集落からの道に歩道がない。	・歩道のライン表示 ・通学路の標識設置	・通学路安全点検で検討。

バスE③御館会館前

課題	意見	協議結果、進捗状況
・集落と会館の間の道路は見通しが良く、スピードを出す車が多く危険	・歩道のライン表示 ・通学路の標識設置 ・横断歩道設置	・通学路安全点検で検討。

バスE⑤喜多家前

課題	意見	協議結果、進捗状況
・スピードを出す車が多く危険	・看板の設置 ・歩道のライン表示	・通学路安全点検で検討。

バスF①門前会館

課題	意見	協議結果、進捗状況
・「かがつう」の出入口はトラックが多い	・歩道のライン表示 ・通学路の標識設置 ・会社に通学路である旨周知して注意喚起	・通学路安全点検で検討。
・会館前の道路がゆるいカーブで少し見にくい	・歩道のライン表示 ・通学路の標識設置	・通学路安全点検で検討。

バスF④北川尻

課題	意見	協議結果、進捗状況
・林谷結納店から山側に向かう道のラインが薄くなっている。	・歩道のライン表示	・通学路安全点検で検討。

○通学路の危険箇所(志雄地区)

バスA④敷浪駅

課題	意見	協議結果、進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> ・スクールバスは、こもり美容室前を右折しているが道幅が狭くて危険 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷浪区からカーブミラーの設置を令和5年度に要望予定 ・駐車場にバス停を設置し、美容室を通らないコースにしてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・風雪を考えれば、バス停、運行コースは今のままが良い。(敷浪区長)
<ul style="list-style-type: none"> ・駅前道路の駐停車を規制すべきか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・バスの停車場所を道路に表示しても良い。(敷浪区長) 	<ul style="list-style-type: none"> ・晴天時、積雪時に交通量を確認 ・交通安全指導に立つことがあるが、危険な状態とは考えていない。(子浦駐在)
<ul style="list-style-type: none"> ・中学生の登校時間と駅の送迎の時間が重なり危険 	<ul style="list-style-type: none"> ・バス時刻の調整は可能(学校教育課) ・バス時刻を5分程度早くしても、危険の解消には繋がらない。 	

バスC①南部育苗センター前

課題	意見	協議結果、進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> ・国道249号に、歩道、ガードレール、縁石等がなく危険。 ・朝は特に車が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷浪駅まで歩いてもいい。 ・友達と横並びに歩かない。 ・歩道、縁石、白線、ガードレールの設置 ・対策が必要な距離が長く、費用も時間もかかる。開校までに解消できるか不透明。 ・道路に側溝はあるが、わだち部分に雨水や融雪の水が溜まっており、水が跳ねて通行人がびしょ濡れになってしまう。 ・歩道、縁石、ガードレールを設置しても水跳ねは防げない。 ・結局、バス停まで車で送迎する人が多くなる。 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・バス停の場所をはらショッピングすればどうか。 ・国道沿いを歩く距離は減る。 ・屋根があり、コミュニティバスのバス停として活用実績がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>バス停をはらショッピングにして、運行ルートを組み立てみる。</u> →<u>ダイヤには影響が出ない。</u> ・<u>はらショッピングにバス停利用について確認。</u> →<u>朝の時間は問題ないが、夕方は、裏の駐車場に停めるなど、買い物客と事故を起こさないようにして欲しい。</u>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

バス C⑤出浜

課題	意見	協議結果、進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> ・側に仕事場、トラックがあり、小学生だけで待っていると危ない。 ・乗り遅れた子がいても気付かない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に冬や夕方は、人目につく場所の方が安心 ・出浜会館は広くて目につきやすい ・現在のバス停は集落から距離がある。 ・既設のバス停のままなら、もう少し安心できるようにしてほしい。 ・出浜集落入口の三叉路は広くなっており、乗り降りできるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出浜会館は降雪時の運行が心配 ・樋川小学校まで歩いたので、距離は短くなっている。 ・見守り隊の方に立ってもらえないか。 ・<u>交差点の前後5mは駐停車禁止（道路交通法第44条第1項第2号）</u>

【第8回小学校統合準備委員会 通学・PTA部会 資料①】

統合小学校のPTA行事検討シート

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
統合小学校 行事	入学式 総会 学級懇談会 交通安全指導①	運動会 春休作業① 春休作業②	給食試食会	広報誌発行① 夏休みプール当番		交通安全指導② 春休作業②		石川教育タイム	広報誌発行② 次年度役員選出	新旧役員引継	会計監査	卒業式 広報誌発行③
							学年親子活動 役員会・各委員会					

押水小学校		資源回収① (宝達) →年1回に変更	災害引渡訓練 (宝達)				資源回収② (宝達)			左義長 (第一宝達・相見 餅つき(第一))	スキー講師 (第一)	
志保小学校			資源回収 (志保)					講演会(志保)			かるた(樋川) 餅つき(樋川)	

町P連審査委員会等①			町P連審査委員会等② 青少年育成委員会①		PTA全国大会	グッドマナー キャンペーン 相模大会合同練習	豊前山相模大会 町P連審査委員会等③ PTA東海北陸 ブロッグ大会	タウンミーティング 町PTA大会 (功労者表彰)	県PTA大会		町P連審査委員会等④ 青少年育成委員会②	
関連団体 行事等							県PTA各委員会					

※統合小学校でのPTA行事がある程度決まると、それを計画・運営していくための組織編成を考えていく必要がある。
※また、各学校のPTA組織に関わって、町P連の組織編成についても明確にしておく必要がある。

令和4年10月26日

【第8回小学校統合準備委員会 通学・PTA部会 資料②】

統合小学校のPTA組織検討シート

PTA役員（名称についても要検討）

会長	女性(母親)代表兼副会長
副会長	副会長
書記	会計
会計監査	会計監査

各委員会（名称についても要検討）

広報委員会	環境・安全委員会
委員長 1名 副委員長 1名 委員 名	委員長 1名 副委員長 1名 委員 名
企画委員会	教養委員会
委員長 1名 副委員長 1名 委員 名	委員長 1名 副委員長 1名 委員 名

その他

学年（学級）委員	地区委員
各学年 1名	各地区 1名
次年度の役員選考委員	

〇〇小学校 PTA 規約 (案)

第 1 章 名称および事務所

- 第 1 条 本会は、〇〇小学校 PTA という。
第 2 条 本会は、事務所を〇〇小学校に置く。

第 2 章 目的

- 第 3 条 本会は、会員が互いに協力して、家庭・学校・社会における児童の健全な成長をはかることを目的とする。

第 3 章 方針

- 第 4 条 本会は、次の方針に基づいて活動する。
(1) 教育を本旨とする団体として活動し、他のいかなる団体の支配や干渉を受けない。
(2) 本会の目的に沿った活動を行い、目的を同じくする他の団体と協力する。

第 4 章 会員

- 第 5 条 本会の会員となることのできる者は、次のとおりとする。
(1) 〇〇小学校に在籍する児童の父母またはこれに代わる者 (以下、保護者という。)
(2) 〇〇小学校の教職員
(3) 本会に賛同する者は、総会の承認を得て、入会することができる。
第 6 条 本会の会員は、会費を納めるものとする。
第 7 条 会費の金額は、細則で定める。(or) 総会で予算の承認を得て決定する。

第 5 章 会計

- 第 8 条 本会の会計経理は、総会で承認された予算に基づいて行われる。
第 9 条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。
第 10 条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。

第 6 章 役員

- 第 11 条 本会に次の役員を置く。
(1) 会長 1名 保護者
(2) 副会長 3名 保護者 (次年度会長、母親代表、母親副代表)
(3) 書記 2名 保護者、教職員 各1名
(4) 会計 2名 保護者、教職員 各1名
第 12 条 役員の任期は、1年 (or) 2年とし、再任を妨げない。
第 13 条 役員は、細則の規定に基づき選出し、総会の承認を受けて決定する。

コメント 1 事務局

・R4.10 までの部会での協議内容、各小学校の規約 (会則)、文部省の PTA 参考規約 (S23・S29) を基にたたき台として作成。
・統一可能な部分は合同で協議し、最終的には 1 校ずつ分かれて協議する。

コメント 2 事務局

・各校で大きな違いはなかった。

コメント 3 事務局

・各校に共通する部分のみ残した。
・2 章及び 3 章は、PTA 活動の根幹なので全体の活動内容などを踏まえて検討していただきたい。

コメント 4 事務局

・賛助会員を置くかどうか。
・会費の金額は、規約や細則で示すか、総会の予算案で示すか。

コメント 5 事務局

・各校で大きな違いはなかった。

コメント 6 部会 (R4.8.24)

・母親代表という名称は時代に合わない。

コメント 7 事務局

・波線は各校で異なっている部分。

第14条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは職務を代行する。
- (3) 書記は、本会の庶務を担当する。
- (4) 会計は、本会の会計事務を担当する。
- (5) 役員は、必要に応じて、各種会議等へ出席する。

第7章 監査委員

第15条 本会の会計を監査するために、2名の監査委員を置く。

第16条 監査委員は、総会に報告される会計資料を監査し、総会で監査報告を行う他、随時に会計監査を行うことができる。

第17条 監査委員の任期は、1年とする。

第18条 監査委員は、細則の規定に基づき選出し、総会の承認を受けて決定する。

コメント 8 事務局
・監査委員を役員に含む学校もあったが、役員と監査は役割が違うため、この案では、役員に含めない形とした。

第8章 総会

第19条 総会は、全会員をもって構成し、本会の最高決議機関とする。

第20条 総会は、毎年4月に開催する他、臨時に開催することができる。

第21条 総会の定足数は、委任状を含め、会員の5分の1とする。

第22条 総会の決議は、出席者の過半数の賛成を必要とする。

第23条 総会は、次のことを審議する。

- (1) 事業報告、決算報告、会計監査報告
- (2) 役員改選
- (3) 事業計画、予算計画
- (4) 規約の制定、改廃
- (5) その他の重要事項

コメント 9 事務局
・各校で大きな違いはなかった。

第9章 運営委員会

第24条 総会に次ぐ決議機関として、運営委員会を置く。

第25条 運営委員会は、役員、専門委員会の正副委員長、支部選出委員、校長、教頭で構成する。

第26条 運営委員会は、次のことを審議し、方針を決定する。

- (1) 本会の目的を達成するために必要な事項
- (2) 専門委員会からの報告、提案事項
- (3) 総会の議案
- (4) その他必要な事項

コメント 10 事務局
・総会に次ぐ組織として、運営委員会や、役員会があり、この案では運営委員会とした。
・組織及び構成員をどうするか。

第10章 役員会

第27条 本会の会務を遂行するため、役員会を置く。

第28条 役員会は、会長、副会長、書記(保護者)、会計(保護者)、校長、教頭で構成する。

第29条 役員会の任務は、次のとおりとする。

コメント 11 事務局
・運営委員会と役割が被るのなら、どちらか一方で良いか。

- (1) 会務の遂行
- (2) 総会、運営委員会への提出する議案の整理、事前審議
- (3) その他必要な事項

第11章 専門委員会

第30条 本会の活動に必要な事項について、調査、研究、立案、実行するため、次の専門委員会を置く。

- (1) 総務企画委員会
- (2) 広報委員会
- (3) 環境安全委員会
- (4) 教養委員会
- (5) 学年委員会
- (6) 役員選考委員会
- (7) 支部選出委員会

第31条 専門委員会の委員長、副委員長は各委員の互選により決定する。

第32条 専門委員会の構成は次のとおりとする。

- (1) 総務企画委員会、広報委員会、環境安全委員会、教養委員会は、各学年から選出された学年委員で構成する。
- (2) 学年委員会は、各学年から選出された学年委員3名及び担当教諭で構成する。
- (3) 役員選考委員会は、会長及び副会長で構成する。

第33条 専門委員会の任務は次のとおりとする。

- (1) 総務企画委員会は、本会の目的達成のため、運動会その他の企画をし、各委員会の活動の調整にあたる。(運動会、プール当番の割り当て)
- (2) 広報委員会は、広報活動を行う。
- (3) 環境安全委員会は、児童の登下校の安全の確保を図り、環境の美化に努める。(奉仕作業、交通安全指導)
- (4) 教養委員会は、会員の教養を高め、家庭教育の振興を図り、児童の食育を推進する。(給食試食会、研修会)
- (5) 学年委員会は、学年・学級における諸問題等について話し合い、また、学年毎のPTA活動の推進を図る。
- (6) 役員選考委員会は、次年度役員の選考にあたる学年委員を補助し、選考結果をとりまとめる。
- (7) 支部は、細則の規定に基づき設置する。
- (8) 支部選出委員は、細則の規定に基づき選出する。

第12章 細則

第34条 本会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定める。

第35条 細則を制定または改廃した場合は、次期総会に報告しなければならない。

コメント 12 部会 (R4.10.26)

・委員会の名称は、総務企画・広報・環境安全・教養とする。

コメント 13 事務局

・上記以外にどのような委員会が必要になるか、構成員をどうするか。

コメント 14 事務局

・規約は総会でしか改正できないが、運営委員会等で改正できる細則が必要になるか。

第13章 慶弔規定

第36条 本会の慶弔規定は、運営委員会の議決を経て定める。

第37条 慶弔規定を制定または改廃した場合は、次期総会に報告しなければならない。

コメント 15 事務局
・慶弔規定が必要か。

第14章 改正

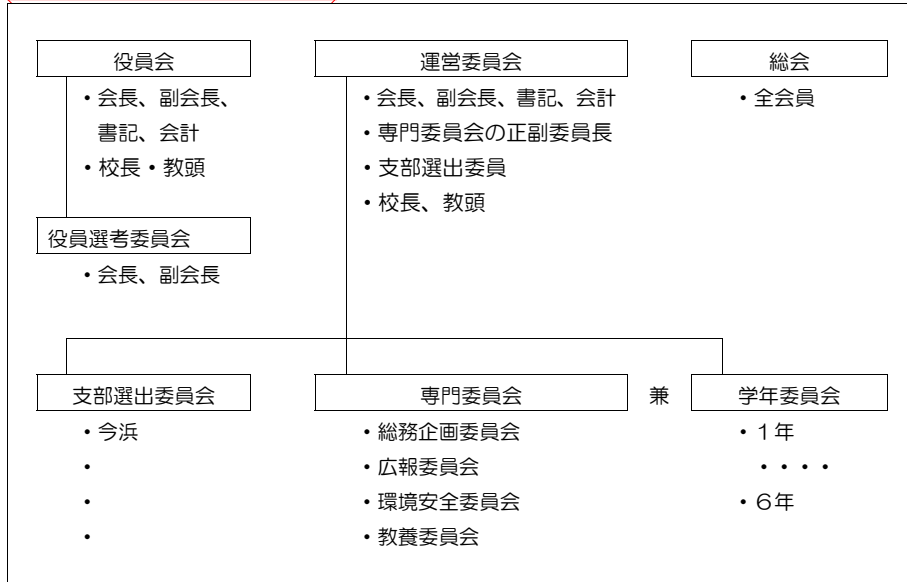
第38条 本規約は、総会で、出席者の3分の2以上の同意を得て改正することができる。

コメント 16 事務局
・各校で大きな違いはなかった。

附 則

本規約は、令和7年4月1日から施行する。

(〇〇小学校 PTA 組織イメージ)



コメント 17 事務局
・イメージであり、規約には載せない。

〇〇小学校 PTA 細則（案）

第 1 条 本細則は、規約の規定に基づき、運営委員会の審議を経て定める。

第 2 条 本会の会費は、次のとおりとし、学校事務費に合わせて徴収する。

(1) 保護者会員（世帯単位とする。）

ア（児童 1 人）年額 円

イ（児童 2 人以上）年額 円 ※児童の人数で区分が必要か。

(2) 教職員会員 年額 円

(3) 賛助会員 年額 円

コメント 18 事務局

- ・保護者 1 人あたりとするか、世帯あたりとするか。
- ・会員ではない児童の人数で金額に違いをもたせるか。
- ・教職員、賛助会員の金額を設定しておくか。

第 3 条 役員、監査委員は、次の区分により、学年毎に選出する。(or) 地区毎に選出する

2 前年度の副会長は会長となり、母親副代表は母親代表となり、書記・会計は監査委員となる。

3 各学年の学年委員は、次年度の役員、監査委員を 月までに、役員選考委員会に報告する。

コメント 19 部会 (R4.8.24)

- ・副会長経験者が会長となることで組織の運営がスムーズになる。

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
会長						1名
副会長（次年度会長）					1名	
副会長（母親代表）					1名	
副会長（母親副代表） （次年度母親代表）				1名		
書記（次年度監査委員）			1名			
会計（次年度監査委員）		1名				
監査委員			1名	1名		
計		1名	2名	2名	2名	1名

コメント 20 事務局

- ・学年からの選出にするか、地区からの選出にするか。
- ・役員の任期を 1 年にするか、2 年にするか。
- ・この案では相見小学校の規定を基に任期を 2 年として作成した。

第 4 条 専門委員会の委員は、次の区分により、学年毎に選出し、学年委員会の委員を兼ねる。

2 総務企画委員会、広報委員会、環境安全委員会、教養委員会の各委員長は、前年度の副委員長から繰り上がり、副委員長はそれぞれ、新 5 年、新 1 年、新 4 年、新 2 年の保護者から選出する。

3 各学年の学年委員は、次年度の委員を 月までに、役員選考委員会に報告する。

新 1 年生の委員選考は、役員選考委員会が行う。

コメント 21 事務局

- ・任期を 2 年間として、翌年度会長になる副会長を選出する 5 年生以外の学年に、翌年度委員長になる副委員長の選出があたるようにした。
- ・専門委員会と学年委員会の委員を兼務としているが、業務上問題がないか。

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
総務企画委員会	1名		1名	1名	○1名	◎1名
広報委員会	○1名	◎1名		1名	1名	1名
環境安全委員会	1名	○1名	◎1名		1名	
教養委員会		1名	○1名	◎1名		1名
計	3名	3名	3名	3名	3名	3名

◎は委員長、○は副委員長。

第 5 条 次の区分により支部を設ける。

令浜、米出、小川、新道、麦生、宿、竹生野・南吉田、

第 6 条 支部選出委員の定数は、前年度の12月1日現在の保護者会員数（世帯単位）の15分の1とする。

附 則

本細則は、令和7年4月1日から施行する。

コメント 22 事務局

- ・規定があるのは、相見小学校のみ。
- ・必要かどうか。
- ・設置する場、の地域分けと責務をどうするか。

〇〇小学校 PTA 慶弔規定（案）

第 1 条 本規定は、細則の規定に基づき、運営委員会の審議を経て定める。

第 2 条 次の基準により、慶弔慰金若しくは記念品を贈る。

- (1) 会員、在籍する児童の死亡
香典 10,000円、生花半対
- (2) 会員、在籍する児童の14日間以上の入院
お見舞い 5,000円
- (3) その他、会長が必要と認めるとき
会長が金額を決定し、次回の運営委員会に報告する。

附 則

本規定は、令和7年4月1日から施行する。

○ 敷浪駅前交通量調査

調査日時：令和4年9月8日(木) 7:30~7:52



赤 (送迎車)	紫 (電車・バス)	黒 (通過車)
<p>② 7:33 ↶ ※全車5~10秒停車</p> <p>⑤ 7:36 ↶↶ ⑥ 7:36 ↶↶↶ ⑦ 7:37 ↶↶↶ ⑧ 7:41 ↶↶↶ ⑨ 7:43 ↶↶↶</p> <p>⑪ 7:44 ↶</p> <p>⑭ 7:47 →</p> <p>⑯ 7:49 ↶↶ ⑰ 7:49 ↶↶</p>	<p>⑩ 7:44 ↶ (宝達高バス20秒停車)</p> <p>⑫ 7:45 ↶ (宝達中バス50秒停車)</p> <p>⑱ 7:51 電車発</p>	<p>① 7:31 ↶</p> <p>③ 7:35 ↶↶ ④ 7:35 ↶↶</p> <p>⑬ 7:47 →</p> <p>⑮ 7:49 ↶</p>

積雪時：令和4年12月20日(火)も台数に変化なし。